

東京都社会保険労務士会

令和5年度

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

介護事業所向け解説動画

その⑤ その他の要件

特定社会保険労務士 三島 幹雄

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの周知

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲは周知が必要

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅲは、「**就業規則等（賃金規程等を含む）の明確な根拠規定を書面で整備**」することが求められています。また、キャリアパス要件Ⅱは、**研修計画や資格取得支援制度の説明書面を作成し、これを周知することが必要**です。

キャリアパス要件	周知方法
キャリアパス要件Ⅰ	職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施と能力評価、資格取得の支援について、全ての介護職員に周知していること。
キャリアパス要件Ⅲ	「経験」「資格」「評価」のいずれかの昇給の仕組みの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※上記の表は、次の資料をもとに講師がまとめたもの。

・令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

・平成29年1月30日 厚生労働省老健局振興課・老人保健課「介護保険最新情報vol.580『平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について』」

職場環境等要件

職場環境等要件とは

介護職員が働きやすい職場環境の整備等を目的とし、処遇改善加算を受けるためには必須の要件となります。処遇改善加算Ⅰ～Ⅲは、この要件を満たさないと取得できません。

(職場環境等要件)

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙1表4参照）を全ての介護職員に周知していること。

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

令和3年度に改定された職場環境等要件

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

令和3年1月18日第199回社会保障審議会 介護給付費分科会 参考資料1「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より

職場環境等要件への対応

処遇改善加算だけなら一つ、特定加算も受けるなら最低六つを実施

職場環境等要件には、「入職促進に向けた取組」～「やりがい・働きがいの醸成」の六つの区分があり、それぞれに該当する取組内容が記載されています。

処遇改善加算を受ける場合は、どれか一つを実施すればよいのですが、特定加算を受ける際は、右の表の六つの区分についてそれぞれ一つ以上を実施しなければなりません（処遇改善加算と特定加算共通でよい）。

なお、研修の受講など、キャリアパス要件として実施する事項は選択できません。

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀吸吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

キャリアパス要件、職場環境等要件以外

キャリアパス要件、職場環境等要件以外にも次のことを守る必要があります。

賃金改善方法の周知について

「処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること」

労働法規の順守について

「処遇改善加算等の目的や、算定基準第4号イ（5）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること」（注）

（注）「算定基準第4号イ（5）」というのは、平成24年3月13日厚生労働省告示第96号 厚生労働大臣が定める基準（算定基準）（介護職員処遇改善加算関係抜粋）の「第四号イ」に記載された次のことを指します。

（5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

令和5年3月1日老発0301第2号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

無料
相談

処遇改善加算等を取得していない、東京都内の
 または
上位の加算を目指したいとお考えの 介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- 介護職員処遇改善加算の新規取得
- 介護職員等特定処遇改善加算の新規取得
- 介護職員処遇改善加算の上位区分への変更
- 介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得

本事業のお問い合わせは**都内の介護サービス等事業所様が対象です。**
 他県の事業所様やコンサルタント等のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

毎週月・水・金曜日(祝日を除く)に開催!

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください



フリー
ダイヤル

0120-179-117

受付時間/午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。
 追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。

https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/